

## 鹿児島県介護福祉士修学資金のご案内 ～ 平成30年度入学生を対象 ～

(平成29年度募集)

介護の専門的な人材を確保するため、介護福祉士の養成施設（以下「養成施設」という。）で修学し、介護福祉士の資格取得後に鹿児島県内の社会福祉施設等で介護業務に従事する意思を有する学生に対して、修学資金（無利子）を貸し付けます。

県内等の社会福祉施設等で5年間、介護等業務に従事した場合（注）は、返還が全額免除されます。

（注）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合や、東日本大震災等の被災県（岩手、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合は、他都道府県も含まれます。

1 実施期間 5年間（平成29～33年度の入学生）

2 応募資格

(1) 鹿児島県内（以下「県内」という。）に住民登録されている方

(2) 介護福祉士の養成施設に平成30年度に入学される方

① 県内の養成施設に入学される方

◇ 県内の養成施設 6校（順不同）

- ・ 鹿児島国際大学
- ・ 奄美看護福祉専門学校
- ・ 鹿児島女子短期大学
- ・ 鹿児島医療福祉専門学校
- ・ 鹿児島医療技術専門学校

② 県外の養成施設に入学される方

県内に住民登録があり、県内の住所地から県外の養成施設に通学される場合

(3) 学業優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方

(4) 養成施設を卒業後に、県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする方

(5) 他の公的な修学資金（例：日本学生支援機構等の奨学金）の貸付を受けない方

3 貸付条件

(1) 貸付額

① 修学金（月額） 50,000円以内

② 入学準備金（入学時） 200,000円以内

③ 就職準備金（卒業時） 200,000円以内

④ 生活費加算（月額） 30,000円以内

※生活費加算は、生計を一にする世帯が生活保護世帯及びそれに準ずる世帯の方が対象

※2年課程の例：月額5万円×24ヶ月、入学時20万円、卒業時20万円 合計160万円

(2) 貸付金利 無利子（返還期間を過ぎた場合は、年5.0%の延滞利息）

(3) 貸付期間 正規の修学期間（休学又は停学の期間は貸付休止）

(4) 貸付時期

① 修学金と生活費加算は半年毎にまとめて貸付

② 入学準備金は修学資金の初回貸付時、就職準備金は修学資金の最終回貸付時に併せて貸付

(5) 送金方法

借受人が指定する金融機関の口座に振り込む

- 4 資金の返還免除  
養成施設を卒業後1年以内に、介護福祉士の登録を行ったうえで、鹿児島県内等において、介護等業務（注1）に5年間（注2）従事した場合  
（注1）従事した仕事が介護福祉士の業務でなければ免除対象になりません  
（注2）過疎地域（県内41市町村（平成28年10月現在）の指定地域）で従事する場合は3年間、入学時45歳以上で離職後2年以内に養成施設に入学した方（中高年離職者）は3年間
- 5 資金の返還方法等  
（1）返還が必要な場合  
① 養成施設を退学した場合  
② 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行わず、上記4の期間、県内等で介護等業務に従事しなかった場合  
（注）ただし、介護等業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護等業務に従事できない期間は、免除対象期間には算入しないが、介護等業務に従事しているものとして取り扱う  
（2）返還期間 貸付期間の2倍の期間内  
（3）返還方法 一括又は月賦で返還（指定口座に振り込む）  
※2年課程で160万円を借り受けた場合の返済額：約3万4,000円/月×48ヶ月
- 6 申請書類  
（1）貸付申請書  
（2）養成施設の推薦書  
（3）生計を一にする者（以下「世帯員」という）全員の住民票  
（4）世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書  
（5）借受人及び連帯保証人の印鑑証明書  
※未成年の借受者については、認印の使用が可能であり、印鑑証明書は不要  
（6）個人情報取扱についての同意書  
（7）養成施設入学前の直近の学校の成績証明書  
（8）生活保護受給証明書もしくは非課税証明書等（生活費加算を希望する場合に限る）  
（9）離職時期が分かる離職票又は離職証明書等（中高年離職者の方に限る）
- 7 連帯保証人  
（1）連帯保証人が1人必要  
ただし、借受人が未成年の場合は、法定代理人（父母、親権者等）を含め2人必要  
（2）法定代理人以外の連帯保証人は、保証能力があり、おおむね60歳未満で生計を別にする方
- 8 申請手続き  
（1）養成施設への書類の提出  
入学予定の養成施設に、上記6の書類を提出してください  
提出期間については、直接、養成施設へお問い合わせください  
※養成施設へは、余裕を持って書類を提出してください  
（2）養成施設から鹿児島県社会福祉協議会への書類の提出  
受付期間 平成30年1月4日～平成30年1月31日  
※申請書提出の際は、封筒の表面左側に「介護関係資金申請書在中」と朱書きしてください
- 9 お問い合わせ先  
申請手続きや提出書類等については、下記か養成施設にお問い合わせください

### お問い合わせ先

○社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 民生部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター内）

TEL：099-214-3701 FAX：099-214-3812

（資料：平成29年6月/1H30入学・修学）

## 鹿児島県介護福祉士修学資金のご案内 ～ 平成29年度入学生を対象 ～

### (平成29年度・追加募集)

介護の専門的な人材を確保するため、介護福祉士の養成施設（以下「養成施設」という。）で修学し、介護福祉士の資格取得後に鹿児島県内の社会福祉施設等で介護業務に従事する意思を有する学生に対して、修学資金（無利子）を貸し付けます。県内等の社会福祉施設等で5年間、介護等業務に従事した場合（注）は、返還が全額免除されます。

（注）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合や、東日本大震災の被災県（岩手、宮城県及び福島県に限る。）において業務に従事する場合は、他都道府県も含まれます。

#### 1 実施期間 5年間（平成29～33年度の入学生）

#### 2 応募資格

（1）鹿児島県内（以下「県内」という。）に住民登録されている方

（2）介護福祉士の養成施設に平成29年度に入学される方

①県内の養成施設に入学される方

◇県内の養成施設 6校（順不同）

- ・鹿児島国際大学
- ・奄美看護福祉専門学校
- ・鹿児島女子短期大学
- ・鹿児島医療福祉専門学校
- ・鹿児島医療技術専門学校
- ・タラ美容福祉専門学校

②県外の養成施設に入学される方

県内に住民登録があり、県内の住所地から県外の養成施設に通学される場合

（3）学業優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方

（4）養成施設を卒業後に、県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする方

（5）他の公的な修学資金（例：日本学生支援機構等の奨学金）の貸付を受けない方

#### 3 貸付条件

（1）貸付額

- |             |            |
|-------------|------------|
| ①修学金（月額）    | 50,000円以内  |
| ②入学準備金（入学時） | 200,000円以内 |
| ③就職準備金（卒業時） | 200,000円以内 |
| ④生活費加算（月額）  | 30,000円以内  |

※生活費加算は、生計を一にする世帯が生活保護世帯及びそれに準ずる世帯の方が対象

※2年課程の例：月額5万円×24ヶ月、入学時20万円、卒業時20万円 合計160万円

（2）貸付金利 無利子（返還期間を過ぎた場合は、年5.0%の延滞利息）

（3）貸付期間 正規の修学期間（休学又は停学の期間は貸付休止）

（4）貸付時期

①修学金と生活費加算は半年毎にまとめて貸付

②入学準備金は修学資金の初回貸付時、就職準備金は修学資金の最終回貸付時に併せて貸付

（5）送金方法

借受人が指定する金融機関の口座に振り込む

## 《H29追加募集》

### 4 資金の返還免除

養成施設を卒業後1年以内に、介護福祉士の登録を行ったうえで、鹿児島県内等において、介護等業務（注1）に5年間（注2）従事した場合

（注1）従事した仕事が介護福祉士の業務でなければ免除対象になりません

（注2）過疎地域（県内41市町村（平成28年10月現在）の指定地域）で従事する場合は3年間、入学時45歳以上で離職後2年以内に養成施設に入学した方（中高年離職者）は3年間

### 5 資金の返還方法等

#### （1）返還が必要な場合

① 養成施設を退学した場合

② 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行わず、上記4の期間、県内等で介護等業務に従事しなかった場合

（注）ただし、介護等業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護等業務に従事できない期間は、免除対象期間には算入しないが、介護等業務に従事しているものとして取り扱う

（2）返還期間 貸付期間の2倍の期間内

（3）返還方法 一括又は月賦で返還（指定口座に振り込む）

※2年課程で160万円を借り受けた場合の返済額：約3万4,000円/月×48ヶ月

### 6 申請書類

（1）貸付申請書

（2）養成施設の推薦書

（3）生計を一にする者（以下「世帯員」という）全員の住民票

（4）世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書

（5）借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

※未成年の借受者については、認印の使用が可能であり、印鑑証明書は不要

（6）個人情報の取扱いについての同意書

（7）養成施設入学前の直近の学校の成績証明書

（8）生活保護受給証明書もしくは非課税証明書等（生活費加算を希望する場合に限る）

（9）離職時期が分かる離職票又は離職証明書等（中高年離職者の方に限る）

### 7 連帯保証人

（1）連帯保証人が1人必要

ただし、借受人が未成年の場合は、法定代理人（父母、親権者等）を含め2人必要

（2）法定代理人以外の連帯保証人は、保証能力があり、おおむね60歳未満で生計を別にする方

### 8 申請手続き

（1）養成施設への書類の提出

入学予定の養成施設に、上記6の書類を提出してください

提出期間については、直接、養成施設へお問い合わせください

※養成施設へは、余裕を持って書類を提出してください

（2）養成施設から鹿児島県社会福祉協議会への書類の提出

受付期間 平成29年5月8日～平成29年5月31日

※申請書提出の際は、封筒の表面左側に「介護関係資金申請書在中」と朱書きしてください

### 9 お問い合わせ先

申請手続きや提出書類等については、下記か養成施設にお問い合わせください

#### お問い合わせ先

○社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 民生部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター内）

TEL：099-214-3701 FAX：099-214-3812